

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	土浦市 予防接種関連事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和6年6月6日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の内容	I. 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種者の管理 II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	☐ 10万人以上30万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システムおよび健康管理システム(WEB)
②システムの機能	1. 対象者把握機能 予防接種の対象者把握を行う。 2. 接種者管理機能 予診票の発行処理を行う。 住民健診の受診履歴の管理を行う。 3. 統計処理 各種統計書、報告書の作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム2	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称、性別、生年月日、住所など)の作成・管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には、紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4. 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け、中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け、中間サーバーへ送信し結果を受信をする。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を管理し、中間サーバーからの要求に対応する。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送信・受信を行う。データの送信・受信を行った結果の情報を取得・管理する。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム3	
①システムの名称	I. 中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム4	
①システムの名称	II. ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（証明書交付センターシステム）

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	I. 予防接種事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1項 別表第一（第10項、第93の2項） ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条（第1、2、3、4、5、6号）、第67条の2 II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	I. 予防接種事務 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 別表第二（第16の2の項、第16の3の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 別表第二（第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種接種者	
	その必要性	予防接種対象者及び接種者を把握する為に管理している
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	識別情報: 対象者を正確に把握するため保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年3月1日	
⑥事務担当部署	保健福祉部 健康増進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☒ 民間事業者 (予防接種実施医療機関) ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 市内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 ☒ その他 (明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び) 証明書交付センターシステム
③使用目的 ※		予防接種事業の対象者を適正に管理するため
④使用の主体	使用部署	健康増進課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I. 予防接種事務 対象者及び受診者の管理を行う。 II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合		II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和3年3月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		システムの運用(Ⅰ. 予防接種事務)
①委託内容		磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行なうために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの管理を委託
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		システムの運用(Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務)
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (4) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村(Ⅰ. 予防接種事務)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の2の項、16の3の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号
②提供先における用途	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2	都道府県知事又は市町村(Ⅰ. 予防接種事務)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の3の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号
②提供先における用途	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先3	市町村長(Ⅰ. 予防接種事務)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二の第115の2の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務、新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	当該予防接種の対象者に係る予防接種法施行令第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した当該予防接種に関する記録に関する情報

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	Ⅰ. 予防接種事務 ＜情報提供ネットワークシステム＞ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。
7. 備考	
＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【予防接種ファイル】

1. 宛名番号、2. 予防接種区分、3. 接種回数、4. 要注意者、5. 罹患、6. 転入前実施サイン、7. 実施方法、8. 実施内容、9. 接種日、10. 接種日年齢、11. 接種量、12. 医療機関、13. 担当医師、14. 担当医師、15. ロットNo.、16. 製造メーカー、17. 請求月、18. 助成金額、19. 事後指導(BCG)、20. 面積【縦】(ツ反)、21. 面積【横】(ツ反)、22. 面積(ツ反)、23. 反応(ツ反)、24. 判定(ツ反)、25. 判定日(ツ反)、26. ワクチン種類、27. 検査要否(風しん抗体検査)、28. 検査方法(風しん抗体検査)、29. 検査番号(風しん抗体検査)、30. 判定結果(風しん抗体検査)

【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種接種者	
	その必要性	予防接種に関する記録を作成し、管理するとともに、予防接種による健康被害救済事務等を正確かつ効率的に実施し、重複通知の防止や未接種者への勧奨等に利用している。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	【識別情報】 ・個人番号、その他識別情報により自治体内で個人を特定するため。 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年3月1日	
⑥事務担当部署	保健福祉部 健康増進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		予防接種事業対象者を特定し、通知業務や予防接種記録の管理、情報提供を行うため。
④使用の主体	使用部署	健康増進課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I. 予防接種事務 対象者及び接種者の管理を行う。
情報の突合		宛名番号で突合し、氏名・性別・生年月日から個人を特定する。
⑥使用開始日		令和3年3月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システムの運用
①委託内容		磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行なうために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの管理を委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度		

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名情報ファイル】

<<宛名情報>>

1. 宛名番号、2. 宛先区分、3. 宛先名カナ、4. 宛先名漢字、5. 性別、6. 生年月日、7. 続柄コード、8. 郵便番号、9. 住所コード、10. 住所カナ、11. 電話番号、12番地カナ、13. 方書カナ、14. 様方カナ、15. 住所漢字、16. 番地漢字、17. 方書漢字、18. 様方漢字、19. 世帯処理番号、20. 行政区、21. 住定日、22. 住定事由、23. 住民となった日、24. 住民となった事由、25. 消除日、26. 消除事由、27. 転出予定日、28. 転出確定日、29. 異動日

<<団体内統合宛名情報>>

1. 宛名番号、2. 団体内統合宛名番号、3. 個人・法人番号、4. 連携送信日時、5. 連携受信日時、6. 連携登録日時

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイルおよび宛名ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

I. 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務における追加措置

① 転入者本人からの個人番号の入手

④ 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第10条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

② 他市区町村からの個人番号の入手

当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。

③転出元市区町村からの接種記録の入手

当市区町村への転入者について、転出先市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照合対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手

接種者について、型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)

交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。

リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

II. ワクチン接種記録システムにおける追加措置

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

- ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	I. 予防接種事務 健康管理システムからは、事務に必要なファイルのみアクセスし、必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。 II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	I. 予防接種事務 システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。 II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、当市区町村が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	
その他の措置の内容	システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 操作権限の設定を行う。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザーID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務における追加措置 ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	目的外利用の禁止 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 特定個人情報の提供先の限定 情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する 必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる 再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも委託と同等以上の措置を義務づけている。	
その他の措置の内容	II. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の手が行われるリスク

・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。

リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
	(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
---------------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 適宜バックアップを行っている。 機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける措置 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	土浦市情報セキュリティポリシーに基づき、権限や責任等、職員の情報セキュリティに関する研修を実施する。また、情報漏えい等の報道等を活用して危機管理意識を啓発する。 委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務づけている。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市9-1 029-826-1111
②請求方法	土浦市個人情報保護条例に基づき、開示・訂正・利用停止の請求等を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	土浦市 保健福祉部 健康増進課 茨城県土浦市下高津2-7-27 029-826-3471
②対応方法	問合せについては、窓口や電話で受付を行い、対応記録を残す。 必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年2月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I 関連情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二(第16の2の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第2号、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二(第16の2、第17、18、19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条(第2、3号)、第13条(第1、2号)、第59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	情報提供及び情報照会の根拠規定に関する修正
令和3年6月30日	I 関連情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転提供先1①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の16の2の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の2の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転提供先2①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の16の3の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号	・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の16の3の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転提供先3①法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二の第115の2の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二の第115の2の項	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
令和3年9月1日	IIIリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
令和3年9月1日	I 基本情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種者の管理	I. 予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種者の管理 II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(※)の交付を行う。	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る

令和3年9月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ①システムの名称	健康管理システム	健康管理システムおよび健康管理システム (WEB)	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 ①システムの名称	追加	ワクチン接種記録システム (VRS)	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 ②システムの機能	追加	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 ③他のシステムとの接続	追加	【○】宛名システム等【○】 その他(健康管理システム)	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	I 基本情報 4個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一(第10項、第93の2項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条(第1、2、3、4、5、6号)、第67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一(第10項、第93の2項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条(第1、2、3、4、5、6号)、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【○】紙【○】 情報提供ネットワークシステム	【○】紙【○】 情報提供ネットワークシステム 【○】その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法	予防接種事務 対象者及び受診者の管理を行う	Ⅰ. 予防接種事務 対象者及び受診者の管理を行う。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法 情報の突合	追加	Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	【予防接種ファイル】 1. 宛名番号、2. 予防接種区分、3. 接種回数、4. 要注意者、5. 罹患、6. 転入前実施サイン、7. 実施方法、8. 実施内容、9. 接種日、10. 接種日年齢、11. 接種量、12. 医療機関、13. 担当医師、14. 担当医師、15. ロットNo、16. 製造メーカー、17. 請求月、18. 助成金額、19. 事後指導(BCG)、20. 面積【縦】(ツ反)、21. 面積【横】(ツ反)、22. 面積(ツ反)、23. 反応(ツ反)、24. 判定(ツ反)、25. 判定日(ツ反)、26. ワクチン種類、27. 検査要否(風しん抗体検査)、28. 検査方法(風しん抗体検査)、29. 検査番号(風しん抗体検査)、30. 判定結果(風しん抗体検査)	【予防接種ファイル】 1. 宛名番号、2. 予防接種区分、3. 接種回数、4. 要注意者、5. 罹患、6. 転入前実施サイン、7. 実施方法、8. 実施内容、9. 接種日、10. 接種日年齢、11. 接種量、12. 医療機関、13. 担当医師、14. 担当医師、15. ロットNo、16. 製造メーカー、17. 請求月、18. 助成金額、19. 事後指導(BCG)、20. 面積【縦】(ツ反)、21. 面積【横】(ツ反)、22. 面積(ツ反)、23. 反応(ツ反)、24. 判定(ツ反)、25. 判定日(ツ反)、26. ワクチン種類、27. 検査要否(風しん抗体検査)、28. 検査方法(風しん抗体検査)、29. 検査番号(風しん抗体検査)、30. 判定結果(風しん抗体検査)	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	Ⅲ リスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。	Ⅰ. 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務における追加措置 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。		事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る

令和3年9月1日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける追加措置 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・執務室以外に、端末を持ち出さない。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務における追加措置 ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	事前評価を前提とするが、その時点でワクチン接種記録システムが構築中ではあるが、その詳細が検討中であり、特定個人情報保護評価を行える状況にないこと、他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定の適用対象となり得る
令和3年9月1日	Ⅳ開示請求、問合せ2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	土浦市 保健福祉部 健康増進課 茨城県土浦市下高津2-7-27 029-826-1111	土浦市 保健福祉部 健康増進課 茨城県土浦市下高津2-7-27 029-826-3471	事後	連絡先の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和4年4月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 システム3 ①システムの名称	中間サーバー	Ⅰ. 中間サーバー	事後	追記事項に係る附番の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和4年4月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 システム4 ①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	Ⅱ. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	追記事項に係る附番の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和4年4月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 システム4 ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

令和4年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記） 第9条第1項 別表第一（第10項、第93の2項） ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条（第1、2、3、4、5、6号）、第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	I. 予防接種事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記） 第9条第1項 別表第一（第10項、第93の2項） ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条（第1、2、3、4、5、6号）、第67条の2 II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	追記事項に係る附番の変更によるもので重要な変更にならない
令和4年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二（第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二（第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	I. 予防接種事務 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二（第16の2の項、第16の3の項、第115の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二（第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	追記事項に係る附番の変更によるもので重要な変更にならない
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他（ワクチン接種記録システム（VRS））	[○]その他（ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 （転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う）	II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	システムの運用	システムの運用（I. 予防接種事務）	事後	追記事項に係る附番の変更によるもので重要な変更にならない
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託個人情報ファイルの概要 委任事項2	追加	システムの運用（II. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託個人情報ファイルの概要 委任事項2 ①委託内容	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託個人情報ファイルの概要 委任事項2 ②委託先における取扱者数	追加	10人以上50人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託個人情報ファイルの概要 委任事項2 ③委託先名	追加	株式会社ミラボ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託個人情報ファイルの概要 委任事項2 ④再委託の有無	追加	再委託しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	都道府県知事又は市町村	都道府県知事又は市町村（I. 予防接種事務）	事後	追記事項に係る附番の変更によるもので重要な変更にならない
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2	都道府県知事又は市町村	都道府県知事又は市町村（I. 予防接種事務）	事後	追記事項に係る附番の変更によるもので重要な変更にならない

令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	市町村長	市町村長(Ⅰ. 予防接種事務)	事後	追記事項に係る附番の変更によるもので重要な変更にならない
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	追加	市区町村長(Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	追加	番号法 第19条第15号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ③提供する情報	追加	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	追加	10万人以上100万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	追加	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑥提供方法	追加	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑦時期・頻度	追加	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<情報提供ネットワークシステム> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。	Ⅰ. 予防接種事務 <情報提供ネットワークシステム> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	追加	Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	Ⅰ. 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務における追加措置 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	Ⅰ. 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務における追加措置 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を他市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 3新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	健康管理システムからは、事務に必要なファイルのみアクセスし、必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。	Ⅰ. 予防接種事務 健康管理システムからは、事務に必要なファイルのみアクセスし、必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、インターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。 Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける追加措置 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・執務室以外に、端末を持ち出さない。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードで行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	Ⅰ. 予防接種事務 システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードで行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務における追加措置 ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含ま	Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務における追加措置 ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	追加	Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	サーバ設置場所の入退室管理を行っている。適宜バックアップを行っている。機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。	サーバ設置場所の入退室管理を行っている。適宜バックアップを行っている。機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける措置 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象

令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	土浦市情報セキュリティポリシーに基づき、権限や責任等、職員の情報セキュリティに関する研修を実施する。また、情報漏えい等の報道等を活用して危機管理意識を啓発する。 委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務づけている。	土浦市情報セキュリティポリシーに基づき、権限や責任等、職員の情報セキュリティに関する研修を実施する。また、情報漏えい等の報道等を活用して危機管理意識を啓発する。 委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務づけている。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	追加	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年7月25日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	
令和4年7月25日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	〔〇〕その他	〔〇〕その他(証明書交付センターシステム)	事前	
令和4年7月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	〔〇〕その他	〔〇〕民間事業者(予防接種実施医療機関) 〔 〕その他	事前	
令和4年7月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	
令和4年7月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	接種者を管理する為	予防接種事業の対象者を適正に管理するため	事前	
令和4年7月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委任の有無 ※	(1)件	(2)件	事前	
令和4年7月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委任事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	
令和4年7月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	〔〇〕提供を行っている	〔〇〕提供を行っている(4)件	事前	

令和4年7月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所 ※	Ⅰ. 予防接種事務 ＜情報提供ネットワークシステム＞ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	Ⅰ. 予防接種事務 ＜情報提供ネットワークシステム＞ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しない。	事前	
令和4年7月25日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【予防接種ファイル】 1. 宛名番号、2. 予防接種区分、3. 接種回数、4. 要注意者、5. 罹患、6. 転入前実施サイン、7. 実施方法、8. 実施内容、9. 接種日、10. 接種日年齢、11. 接種量、12. 医療機関、13. 担当医師、14. 担当医師、15. ロットNo、16. 製造メーカー、17. 請求月、18. 助成金額、19. 事後指導(BCG)、20. 面積【縦】(ツ反)、21. 面積【横】(ツ反)、22. 面積(ツ反)、23. 反応(ツ反)、24. 判定(ツ反)、25. 判定日(ツ反)、26. ワクチン種類、27. 検査要否(風しん抗体検査)、28. 検査方法(風しん抗体検査)、29. 検査番号(風しん抗体検査)、30. 判定結果(風しん抗体検査) 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	【予防接種ファイル】 1. 宛名番号、2. 予防接種区分、3. 接種回数、4. 要注意者、5. 罹患、6. 転入前実施サイン、7. 実施方法、8. 実施内容、9. 接種日、10. 接種日年齢、11. 接種量、12. 医療機関、13. 担当医師、14. 担当医師、15. ロットNo、16. 製造メーカー、17. 請求月、18. 助成金額、19. 事後指導(BCG)、20. 面積【縦】(ツ反)、21. 面積【横】(ツ反)、22. 面積(ツ反)、23. 反応(ツ反)、24. 判定(ツ反)、25. 判定日(ツ反)、26. ワクチン種類、27. 検査要否(風しん抗体検査)、28. 検査方法(風しん抗体検査)、29. 検査番号(風しん抗体検査)、30. 判定結果(風しん抗体検査) 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事前	
令和4年7月25日	Ⅲ リスク対策	Ⅰ. 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。	Ⅰ. 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。	事前	
令和4年7月25日	Ⅲ リスク対策	Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける追加措置	Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける追加措置	事前	
令和4年7月25日	Ⅲ リスク対策	Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事前	
令和4年7月25日	Ⅲ リスク対策	サーバ設置場所の入退室管理を行っている。適宜バックアップを行っている。	サーバ設置場所の入退室管理を行っている。適宜バックアップを行っている。	事前	
令和5年3月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事前	

令和5年3月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【予防接種ファイル】 1. 宛名番号、2. 予防接種区分、3. 接種回数、4. 要注意者、5. 罹患、6. 転入前実施サイン、7. 実施方法、8. 実施内容、9. 接種日、10. 接種日年齢、11. 接種量、12. 医療機関、13. 担当医師、14. 担当医師、15. ロットNo、16. 製造メーカー、17. 請求月、18. 助成金額、19. 事後指導(BCG)、20. 面積【縦】(ツ反)、21. 面積【横】(ツ反)、22. 面積(ツ反)、23. 反応(ツ反)、24. 判定(ツ反)、25. 判定日(ツ反)、26. ワクチン種類、27. 検査要否(風しん抗体検査)、28. 検査方法(風しん抗体検査)、29. 検査番号(風しん抗体検査)、30. 判定結果(風しん抗体検査) 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	【予防接種ファイル】 1. 宛名番号、2. 予防接種区分、3. 接種回数、4. 要注意者、5. 罹患、6. 転入前実施サイン、7. 実施方法、8. 実施内容、9. 接種日、10. 接種日年齢、11. 接種量、12. 医療機関、13. 担当医師、14. 担当医師、15. ロットNo、16. 製造メーカー、17. 請求月、18. 助成金額、19. 事後指導(BCG)、20. 面積【縦】(ツ反)、21. 面積【横】(ツ反)、22. 面積(ツ反)、23. 反応(ツ反)、24. 判定(ツ反)、25. 判定日(ツ反)、26. ワクチン種類、27. 検査要否(風しん抗体検査)、28. 検査方法(風しん抗体検査)、29. 検査番号(風しん抗体検査)、30. 判定結果(風しん抗体検査) 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事前	
令和5年3月13日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	Ⅰ. 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務における追加措置 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、型COVIDウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対	Ⅰ. 申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務における追加措置 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、型COVIDウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対	事前	

令和5年3月13日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が入力されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSIにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSIとの通信は暗号化を	Ⅱ. ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が入力されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSIにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSIとの通信は暗号化を	事前	
令和5年3月13日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	Ⅰ. 予防接種事務 健康管理システムからは、事務に必要なファイルのみアクセスし、必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、インターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	Ⅰ. 予防接種事務 健康管理システムからは、事務に必要なファイルのみアクセスし、必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の取読端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
令和5年3月13日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	Ⅰ. 予防接種事務 システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・執務室以外に、端末を持ち出さない。削除 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	Ⅰ. 予防接種事務 システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。 Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種事務 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、当市区町村が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。		
	Ⅰ 関連情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	Ⅰ. 予防接種事務 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2の項、第16の3の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	Ⅰ. 予防接種事務 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2の項、第16の3の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	10万人以上100万人未満	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第一項のきていによる指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務、新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の予防接種の実施に関する事務	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務、新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の予防接種の実施に関する事務	事後	

	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法 第19条第15号	番号法 第19条第16号	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(※2) 番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報を一覧化したもの。	(※2) 番号法別表第二及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報を一覧化したもの。	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない